

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年6月24日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

佐藤 由美

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 13

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 国立国会図書館東京本館改修（2

5）機械設備その他工事（電子入札対象案

件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 東京都千代田区永田町1－10

－1

(4) 工事内容 本工事は次に掲げる暖冷房衛生

設備工事を施工する。

敷地面積 29,253 m²

建物用途 図書館

構造・階数・建物規模

①本 館 S R C 造 地上 6 階 地下 1 階

延べ面積 53,630m²

②新 館 S R C 造 地上 4 階 地下 8 階

延べ面積 71,594m²

③車庫棟 R C 造 地上 0 階 地下 1 階

延べ面積 1,533m²

工事種目

①本 館 空気調和設備、換気設備、排煙設

備、自動制御設備、排水設備、消

火設備改設一式、電気設備工事、

建築工事、撤去工事

②新 館 自動制御設備、消火設備改設一

式、電気設備工事、建築工事、撤

去工事

③車庫棟 換気設備、消火設備改設一式、電

気設備工事、建築工事、撤去工事

④屋 外 消火設備改設一式、電気設備工

事、建築工事、撤去工事

主な内容

①本 館 空気調和設備及び消火設備の更新

及びそれに伴う電気設備改設、建築改修

②新 館 消火設備の更新及びそれに伴う電気設備改設、建築改修

③車庫棟 換気設備及び消火設備の更新及びそれに伴う電気設備改設、建築改修

④屋 外：消火設備の更新及びそれに伴う電気設備改設、建築改修

(5)工期 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、余裕期間を設定した工事である。詳細は入札説明書による。

工期：工事の始期から 5 7 6 日間

(但し、令和 8 年 2 月 2 日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)

(6) 使用する主要な資機材 別途設計図書等による。

(7) 本工事は、申請時に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案

評価型 S 型) の工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

(8) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である。

(9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成 12 年法律第 104 号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難しいものは、4 (1) 担当部局へ理由を付して願い出て承諾を得た場合に持参による資料の提出及び持参、郵送(書留郵便)又は託送(民間事業者による信書の送達に関する法律(平

成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。) (以下「郵送等」という。) による紙入札方式に代えることができる。

- (11) 本工事においては、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムにより行う。

なお、電子契約システムにより難しいものは、4 (1) 担当部局へ理由を付けて願い出て、承諾を得た場合には持参又は郵送等に代えることができる。

- (12) 本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

- (13) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(14) 本工事は、受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議した上で取り組む方式（通期の週休2日は必須）である。

(15) 本工事は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化」の対象工事である。詳細は入札説明書による。

(16) 本工事は、「情報共有システム」を活用する対象工事である。詳細は入札説明書による。

(17) 本工事は、受注者が入札時又は工事中に生産性向上技術（ただし、発注者指定の技術を除く）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

(18) 本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。

- (19) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部の令和 7・8 年度における暖冷房衛生設備工事に係る一

般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100 点以上であること（2(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が 1,100 点以上であること。）。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（2(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 平成 22 年 4 月 1 日から、競争参加資格申請書（以下「申請書」という）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という）の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること（当該実績が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波

研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発
監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が
発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は
工事成績を相互利用している各省庁が発注し
た工事で「工事成績相互利用対象工事（入札
説明書参照）」に該当するものである場合に
は、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は
実績として認めない。また、甲型共同企業体
（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業
体とする場合を含む。）の構成員としての実
績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限
る。乙型共同企業体の構成員としての実績
は、分担工事額の比率にかかわらないものと
するが、協定書による分担工事における実績
に限る。）。建築一式工事を施工実績とする
場合は、乙型共同企業体の構成員としての実
績で協定書による分担工事が次の①の基準を
満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認
できる場合に限る。「海外インフラプロジェ
クト技術者認定・表彰制度」（以下「海外認

定・表彰制度」という。)に係る官庁営繕部所掌の工事等における入札・契約手続の運用について(令和3年3月11日 国営計第155号、国営整第197号)における認定・表彰制度による認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする(入札説明書参照)。

① 工事種目

空気調和設備を更新又は新設する工事

で、次の内容を含むもの。

・ユニット形空気調和機又はコンパクト

ト形空気調和機の設置

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、全ての構成員は平成22年4月1日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる上記①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請として施工した実績を有すること(当該実績が平成22年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所

（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は実績として認めない。また、甲型共同企業体（乙型共同企業体の分担工事を甲型共同企業体とする場合を含む。）の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての実績は、分担工事額の比率にかかわらないものとするが、協定書による分担工事における実績に限る。）。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が上記①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る。

「海外認定・表彰制度」に係る官庁営繕部所

掌の工事等における入札・契約手続の運用について（令和３年３月１１日 国営計第 155 号、国営整第 197 号）における認定・表彰制度により認定された工事のほか、海外工事の実績についても、評価の対象とする（入札説明書参照）。

- (6) 次の①～④に掲げる条件をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で 1 名配置できること（経常建設共同企業体にあつては構成員のうち 1 社が次の条件を満たしていればよい。）。なお、複数の配置予定技術者を申請することができるが、申請された技術者のうち次に掲げる条件を満たしていない者がいた場合は、その者を配置予定技術者から除外することを条件として競争参加資格がある事を確認するものとする。

- ① 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、技術士（機械部門（選択科目を

「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成 15 年文部科学省令第 36 号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が 1 級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

- ② 平成 22 年 4 月 1 日から、申請書及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる 2 (5) の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事で元請としての経験（工期の 1 / 2

を超える連続した期間従事しているものに限る。建築一式工事を施工実績とする場合は、乙型共同企業体の構成員としての実績で協定書による分担工事が 2 (5) の①の基準を満たす暖冷房衛生設備工事であることを確認できる場合に限る。) を有する者であること。ただし、当該経験が平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営繕事務所（旧営繕工事事務所を含む。）長、筑波研究学園都市施設管理官、北海道開発局開発監理部長又は沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事（港湾空港関係を除く。）又は、工事成績を相互利用している各省庁が発注した工事で「工事成績相互利用適用対象工事」に該当するものである場合には、工事成績の評定点が 65 点未満の工事は経験として認めない。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。乙型共同企業体の構成員としての経験は、分担工事額の比率にかか

わないものとするが、協定書による分担工
事における経験に限る。「海外認定・表彰制
度」に係る官庁営繕部所掌の工事等における
入札・契約手続の運用について（令和３年３
月 11 日 国営計第 155 号 国営整第 197 号）
における認定・表彰制度により認定された工
事のほか、海外工事の実績についても評価の
対象とする（入札説明書参照）。

また、平成 22 年 4 月 1 日以降に産前産後
休業（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による休
業）、育児休業（育児休業、介護休業等育児
又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法
律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に
規定する休業）及び介護休業（同条第 2 号に
規定する休業）（以下「出産・育児等による
休業」という。）を取得した場合は、その取
得期間と同等の期間を平成 22 年 4 月 1 日以
前に加えることができる。取得期間は年単位
とし、1 年未満の場合は切り上げた期間とす

る。

③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証

及び監理技術者講習修了証（講習修了履歴が

記載された監理技術者資格者証裏面を含

む。）を有する者であること。

④ 入札参加者との間に直接的かつ恒常的な雇用

関係を有する者であること。（入札参加資格

の確認に際して、その旨を明示することがで

きる資料を求めることがあり、その明示がな

されない場合には入札に参加できないことが

ある。）（入札説明書参照）。

(7) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の

時までの期間に、大臣官房官庁営繕部長から

工事請負契約に係る指名停止等の措置要領

（昭和 59 年 4 月 1 日付け建設省営管第 124

号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 大臣官房官庁営繕部長、地方整備局長、営

繕事務所長、北海道開発局開発監理部長又は

沖縄総合事務局開発建設部長が発注した工事

のうち、当該工事の監督職員が大臣官房官庁

営繕部、地方整備局営繕部、営繕事務所、北海道開発局営繕部又は沖縄総合事務局開発建設部営繕課若しくは営繕監督保全室の職員であったもの、又は工事成績を相互利用している各省庁が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」に該当する工事で、令和４年１０月１日から令和６年９月３０日までに完成した工事がある場合においては、当該工事種別に係る工事成績の評定点の平均が６０点以上であること（入札説明書参照）。

- (9) 上記１に示した工事に係る設計業務若しくは工事監理業務の受託者、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者。）でないこと（入札説明書参照）。

- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (12) 提出された技術提案が適正であること。

3 総合評価に関する事項

(1) 評価項目

① 施工体制

② 配管工事における施工方法、試験調

整、管理手法、搬入する資機材の検査等の品質向上に関する取組み

③ ダクト工事における施工方法、試験調

整、管理手法、搬入する資機材の検査等の品質向上に関する取組み

④ ワーク・ライフ・バランス等の推進

⑤ 賃上げの実施に関する評価

(2) 総合評価の方法

① 標準点

当該工事について、入札説明書等に記

載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点 100 点を与える。

② 施工体制評価点及び加算点

上記(1)の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

③ 評価値

総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記①、②により得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

(3) 落札方法

- ① 入札参加者は、次の(ア)、(イ)及び(ウ)の要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内である

こと。

(イ) 提案が最低限の要求要件(標準案)を

満たしていること。

(ウ) 評価値が、標準点を予定価格で除し

た数値(「基準評価値」)に対して下

回らないこと。

② 上記①において、評価値の最も高い者

が2人以上あるときは、該当者にくじを

引かせて落札者を決める。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-2

(中央合同庁舎第2号館 13 階)

国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課 契約

第二係

電話 03-5253-8111 (内 23-153)

メールアドレス [hqt-kantyoueizen-](mailto:hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp)

keiyaku@gxb.mlit.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

原則として、電子入札システムにより交付する。交付期間は、令和 7 年 6 月 24 日から令和 7 年 10 月 23 日まで（土曜日、日曜日及び祝日（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という）を除く。））。

なお、入札に必要な図面等については貸与とするので入札説明書参照のこと。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない場合は、下記①の期間内に、記録媒体(CD-R 等)を 4 (1) 担当部局に持参又は郵送等することにより電子データを交付するので、4 (1) 担当部局へその旨連絡すること。持参による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送等による場合は、4 (1) 担当部局に記録媒体、返信用の封筒(切手を貼付)、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封して送付すること。

① 交付期間 令和 7 年 6 月 24 日から令和
7 年 10 月 23 日の間（休日等を除く。）
の 9 時 30 分から 18 時 15 分まで。

(3) 申請書及び資料の提出先及び提出方法

令和 7 年 6 月 24 日から令和 7 年 8 月 1 日の
間（休日等を除く。）の 9 時 00 分から 17 時
00 分まで。原則として、電子入札システムに
より提出すること。ただし、発注者の承諾を
得た場合は、4 (1) に持参することにより行う
ものとし、郵送等又は電送によるものは受け
付けない。持参の場合の受付時間は 9 時 30 分
から 18 時 15 分まで（最終日は 17 時 00 分ま
で。）とする。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、場所及び方法

令和 7 年 10 月 8 日から令和 7 年 10 月 23
日の間（休日等を除く。）の 9 時 30 分から
17 時 00 分まで。ただし、令和 7 年 10 月 23
日は 13 時 00 分までとする。

提出先 4 (1) に同じ。

提出方法 持参又は郵送等により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和7年10月23日13時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、4(1)に持参又は郵送等により提出すること。

なお、持参又は郵送等による入札の受領期限は、令和7年10月23日13時00分(必着)とする。

開札は、令和7年10月27日13時30分。大臣官房官庁営繕部入札室において行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付(保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は銀行等の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店

日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行っ

た場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の
した入札、申請書又は資料に虚偽の記載を
した者のした入札及び入札に関する条件に
違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成され
た予定価格の制限の範囲内で総合評価によ
る評価値の最も高い者を落札者とする。た
だし、落札者となるべき者の入札価格によ
っては、その者により当該契約の内容に適
合した履行がなされないおそれがあると認
められるとき、又はその者と契約を締結す
ることが公正な取引の秩序を乱すこととな
るおそれがある著しく不適當であると認
められるときは、予定価格の制限の範囲内
の価格をもって入札した他の者のうち評価
値の最も高い者を落札者とすることがある
(入札説明書参照)。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(6) 専任の監理技術者の配置が義務付けられて

いる工事において、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約するときは、専任の監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書参照）。

(7) 手続における交渉の有無 無。

(8) 契約書作成の要否 要。

(9) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契

約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

(10) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、

ヒアリングに際して追加資料の提出を求め
ることがある（入札説明書参照）。

(11) 関連情報を入手するための照会窓口 4

(1)に同じ。

(12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者
の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の
認定を受けていない者も上記4（3）により
申請書及び資料を提出することができる
が、競争に参加するためには、開札の時に
おいて、当該一般競争参加資格の認定を受
け、かつ、競争参加資格の確認を受けてい
なければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請
は、「競争参加者の資格に関する公示」

（令和4年10月3日付け国土交通省大臣官
房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕
部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当
該者が経常建設共同企業体である場合にお
いては、その代表者。）の本店所在地（日

本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。)の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

- (13) 配置予定技術者の技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合にヒアリングを実施する事がある。

- (14) 技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。ただし、競争参加資格が無いと判断された者は通知しない。

- (15) 今回の工事に関しては現地確認を令和7年7月7日、7月8日の2日間に実施する。
確認日時は発注側で指定するものとする
(入札説明書参照)。

- (16) 電子入札システム操作・接続確認等の問い合わせ先

国土交通省電子入札システムヘルプデスク

03-6633-7118

国土交通省電子入札システムHP

<https://www.e-bisc.go.jp>

- (17) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保
するため、契約変更前に必要に応じて第三
者による適正性チェックを実施する試行工
事である。

- (18) 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity : Satou

Yumi, Director

General of Government Buildings

Department,

Minister's Secretariat, Ministry of

Land, Infrastructure, Transport and

Tourism

- (2) Classification of the services to be
procured: 41

- (3) Subject matter of the contract:

HVAC Construction work for the National

Diet Library

(4) Time-limit for the submission of
application forms and relevant
documents for the qualification : 5:00
P.M. 1 August 2025

(5) Time-limit for the submission of
tenders by electronic bidding system:
1:00 P.M. 23 october 2025
(tenders should be brought with or
submitted by mail 1:00 P.M. 23 october
2025)

(6) Contact point for tender
documentation: Administration Division,
Government Buildings Department,
Minister's Secretariat, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport, and
Tourism 2-1-2, Kasumigaseki Chiyoda-ku
Tokyo 100-8918, TEL +81-3-5253-8111
ex.23-153
E-mail hqt-kantyoueizen-

keiyaku@gxb.mlit.go.jp